

2023 年度 自己点検・評価活動について

■自己点検・評価の目的

学校教育法第 109 条第 1 項では、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められています。

くらしき作陽大学・作陽短期大学は、建学の精神および大学の目的を達成するため、学長を委員長とした自己点検委員会を中心に、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その充実を図っていきます。

■2023 年度自己点検・評価の範囲

- I. 公益財団法人 日本高等教育評価機構の定める評価基準に基づく点検項目（96 項目）
 - ・評価基準の基準項目に沿った点検
 - ・2020 年度認証評価受審結果を踏まえた点検
- II. 学校法人運営にかかる点検項目（49 項目）
 - ・学校教育法、私立学校法等から抽出した法令遵守を目的とした点検
- III. 教学改革にかかる点検項目
 - ・教育の質に係る客観的指標による点検項目（16 項目）
 - ・私立大学等改革総合支援事業による点検項目（58 項目）
- IV. 教職課程の自己点検・評価における点検項目（32 項目）

■2023 年度自己点検・評価結果

2023 年度の自己点検・評価活動は、自己点検委員会が中心となり、下記スケジュールにより実施しました。また、自己点検委員会から関係部門及び委員会に対し、自己点検・評価の過程で抽出された問題点・課題点に対する改善・向上方策の実施を依頼。年度末にその実施結果を確認することで、教育・研究活動等の充実につなげました。

・実施スケジュール

4 月	自己点検活動計画の策定 点検・評価項目の検討と自己点検管理表の作成
5 月	自己点検管理表の決定 関係部門・委員会への点検指示
6～7 月	関係部門・委員会における自己点検・評価の実施、問題点・課題点の抽出
7 月	改善事項の確認 関係部門・委員会への改善・向上方策の実施依頼
7～2 月	関係部門・委員会における改善活動
2 月	自己点検活動の結果確認

※ 上記活動は、IR 活動によるエビデンス報告を随時受けて実施

以上